別紙

消費税等の取扱い

　以下の１～６のいずれかに〇をしてください。

　助成金の額の確定において、消費税及び地方消費税を助成対象外経費とします。ただし、以下１～５に該当する助成事業者は事業遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとします。

１　消費税の申告義務がない

　　２　簡易課税方式で申告している

　　３　公益法人等であり、特定収入割合が５％を超えている

　　４　助成対象経費が人件費等の非課税仕入のみである

　　５　助成対象経費に係る消費税及び地方消費税を、個別対応方式において、「非課

税売上のみに要するもの」として計上している

　　６　１～５のいずれにも該当しない（消費税等が助成対象外経費）